

第 2 回模擬法廷の言語分析 法廷における語彙選択に関する言語学的問題と法的意味

中村幸子 水野真木子
(愛知学院大学) (金城学院大学)

As a part of the reform of its legal system, Japan introduced the citizen-judge system in May 2009. In order to identify possible impacts of interpreter intervention on lay judges, the legal discourse analysis team of the Japan Association of Interpreting and Translation Studies conducted the second mock trial based on a scenario involving a typical injury case. The mock trial focused on an interpreter-mediated prosecutor questioning session, inviting mock lay judges and two interpreters. This paper picks up some key expressions used in the mock trial to which two interpreters rendered decisively different English translations, such as 'naguru' and '(kane wo) yokyu suru', and examines problems concerning the choice of lexis and its legal consequences.

1. はじめに

現在、わが国の法曹界は大きな変革のさなかにある。最も特筆すべきは 2009 年 5 月 21 日よりスタートした裁判員制度である。一般市民が裁判に参加し、被告人が有罪なのか無罪なのかを判断し、量刑も決めるプロセスに主体的に関わることになる。これまでの書証中心の法廷審理とは異なり、法廷で実際に話されたことを証拠として裁判員が判断を下すことになる。そして、法廷での証言の信頼性に対する判断は、その内容はもとより、証言する人間の「話し方」によっても左右される。特に、日本語を解さない外国人が証言する場合、証言内容は通訳人というフィルターを通して伝えられることになる。したがって、通訳人の訳し方が裁判員の心証形成にどのような影響を与えるか、もっと深く検討する必要がある。

これまで、東京、千葉、大阪で裁判所主催の通訳を必要とする裁判の模擬法廷が行われたが、そこで問題になったのは、通訳人の法廷内での位置、通訳を入れるタイミング、交代の仕方など手続き的なことばかりであり、通訳人が使用した表現や訳し方といった言語そのものに関わる問題には全く触れられなかった。模擬法廷を行った法曹三者は言語学者ではないので、関心の対象がそのような事柄であったことはやむを得ないが、裁判員裁判という新しい制

NAKAMURA Sachiko and MIZUNO Makiko, "The Linguistics Analysis for the Second Mock Trial: Issues involving interpreters' choices of lexis", *Interpreting and Translation Studies*, No. 9, 2009. pages 33-54. © by the Japan Association for Interpreting and Translation Studies

度が発足した今、公正な司法の実現のためには、通訳人の訳し方の影響について実証的なデータに基づく研究を進めていく必要がある。

本稿では、模擬法廷から得られたデータに基づいて、法廷で意図された意味と訳語の持つ含意との整合性の問題などを中心に、法廷における通訳人の語彙選択をめぐる言語学の問題を分析する。

2. 先行研究

多くの国においては、「法言語学」という学問分野が確立している。そこでは、言語学者はさまざまな方法で実質的な社会貢献を行っている。例えば、供述書の偽造や権力の不正を暴く (e.g. Coulthard, 1992, 1994, 1995; Woolls and Coulthard, 1998)、鑑定証人 (expert witness) として法廷に立ち、言語学的観点から助言するというのも法言語学者の仕事である。

海外では、通訳を介した法廷相互行為に関する研究も幅広く行われている (例えば、Berk-Seligson, 1990, 1999; Hale, 1999, 2004)。その中でも、Berk-Seligson の“The Bilingual Courtroom” (1990) は、アメリカにおける英語・スペイン語間法廷通訳ディスコースを扱った包括的なエスノグラフィー研究として特筆に価する。114 時間に及ぶ法廷審理の録音データをもとに、通訳者の言語使用が法廷審理に明白な形あるいは微妙な形で影響を及ぼしている法廷の現実を描き出している。同氏はさらに 18 名の通訳者を動員して 500 余名の被験者を対象に大規模な法廷実験を行っている。通訳者に丁寧さやレジスターのレベル、態、因果関係の表し方等を変えるなど訳し方を変えたり、通訳が直接やり取りしたりすることによって被験者が抱く証言者への心証形成に大きな影響が及ぶことを示した。

では、日本の司法における言語使用に関する研究の現状はどうだろうか。現在、日本では捜査段階の供述や法廷での部外者による録音は許されておらず、ありのままの言語データを研究目的に使用することは困難である。外国人事件については、母語主義の立場から、裁判所から選任された法廷通訳人が外国人の証言を日本語に訳す。その日本語訳のみが真正な証拠として採用され、外国人の母語での証言は二次的なものと扱われる。そのため、研究目的で外国人が法廷でどのような証言をしたのかを調べようとしても原語の発話データを得ることができず、オーセンティックデータが豊富に入手できる欧米の研究者と比べ不利な状況であることは否めない。

また、これまで司法通訳の研究は主として実務家の経験に基づく制度論が議論の主流となってきた。2005 年以降ようやく少数の通訳論の研究者により従来の路線とは一線を画した実証的なデータに基づく科学的研究を指向する動きがみられるようになった。例えば、水野 (2006a) はニック・ベーカー事件の音声言語分析を行い、中村 (2006) はコーパス言語学のアプローチで司法の言語使用を分析し、吉田 (2007) が言語人類学的観点から法廷相互行為を考察している。さらには筆者を中心とする日本通訳翻訳学会コミュニティ通訳分科会の言語分析チームは、2007 年、2008 年と 2 回にわたって模擬法廷を実施しそのデータを基に言語分析を行ってきた。1 回目の研究成果は 2008 年上海で行われた FIT (国際翻訳家連盟) の年次大会で発表されている (Nakamura, et al. 2008)。また 2009 年 5 月には法と言語学会が設

立され、筆者らも理事として加わっている。ようやくわが国でも本格的な法言語学の研究が始まったといえる。

この論文では、筆者らのチームが2008年に行った2回目の模擬法廷の言語分析から浮かび上がった、法廷での言語使用と法的意味を中心に言語そのものに関する問題を取り上げる。

3. 模擬法廷

3.1 目的

模擬法廷の目的は以下の3つを検証することである。

- (1) 通訳者の訳語選択の違いによって裁判員の外国人被告人への心証形成に影響が及ぶか。
- (2) 通訳者の訳語選択の違いによってどのような法的効果が生じるか。
- (3) 専門家と一般人の語彙選択の差がどのような法的結果を生じさせるか。

3.2 シナリオの作成

筆者のチームは傷害事件の被告人に対する反対尋問の場面設定で模擬法廷を企画・立案し、第9回日本通訳翻訳学会年次大会(2008年9月13日獨協大学)にて実施、録音した。シナリオには、語彙、モダリティ、質問のスタイルなどの分析ポイントを意図的に埋め込み、通訳者が選択する訳語によって方向性が変わりうる自由度の高いシナリオとした。シナリオは添付を参照のこと。

3.3 模擬法廷の概要

模擬法廷は同じシナリオで通訳者を変えて2回行った。裁判員役には一般から公募した年齢20～60歳代の6名(実際は当日は5名の参加となった)に依頼した。また、通訳人役は医療通訳者1名と通訳コースに在籍している大学院生1名に依頼した。一方が通訳している間に他方は法廷外に出ており、内容がわからないようにした。また被告人役にはドイツ語を母語とする外国人留学生に依頼した。全体のセッションはビデオに収録しDVDに保存した。模擬裁判後に通訳人役へのインタビュー、模擬裁判員へのアンケートを行った。

4. 模擬裁判の結果と通訳プロダクトの考察

本模擬法廷のシナリオは分析ポイントをあらかじめ埋め込んだ半構造的シナリオとなったが、シーンによっては予期せぬ展開となった場面もあった。予想外の問題も表面化した。それらの問題を以下の三つのカテゴリーに分類した。

- (1) 検察官のストーリーと被告人のストーリーが並行して展開された
- (2) 2名の通訳者が起点言語テキスト中の同じ語彙に対して別々の訳語を用いた
- (3) 外国人の証言は通訳者を介してしか言語化されない

以下、各カテゴリーの問題点を詳しく論じる。

4.1 二つのストーリーが並行して展開

第一の問題点としてここで取り上げるのは、検察官のストーリーと被告人のストーリーが並行して展開されたという点である。検察官は法廷規範に則って尋問を行っており、一貫した語彙使用が特徴である。本模擬法廷では、被告人が検察官の使用した語彙を微妙に修正して自分の語彙に置き換える、という事例が尋問の開始から間もない時点で見られた(例1参照)。

例1

- 1 検察官: あなたは被害者の顔を何回か殴ったわけですね。
- 2 通訳人 A: So you had **beaten** his ah, victim's face a few times.
- 3 被告人: You mean, **hit** him? Yes.
- 4 通訳人 A: 殴ったということですか、はい、殴りました。

このやり取りでは、検察官の、「あなたは被害者の顔を何回か殴ったわけですね。」(1行目)の「殴る」の訳語として通訳人 A は had beaten という語をあて、So you had beaten his ah, victim's face と訳している(2行目)。これに対し被告人が You mean, hit him? (3行目)と聞き返し、これを通訳人は「殴ったということですか。はい、殴りました。」(4行目)と訳している。ここで注目すべき点は、この被告人の問いかけ You mean, hit him? は実はシナリオにはなく、被告人役の外国人がアドリブで聞き返した部分だったという点である。被告人が、beat(en)を hit に言い直した時点で英語では二つの表現が存在していたにもかかわらず、日本語では「殴った」という1種類の語彙でしか表現されておらず、英語での微妙なやりとりは全く表面化していない。英語バージョンでは beat を hit に置き換えるという語彙の修正が行われたのに対して日本語バージョンではそれが反映されていない。このことは、どのような問題を生じさせるのだろうか。

4.1.1 コーパスの用例

法律の専門家である検察官が法的規範に則った言語使用をされると思われるのに対して、言うまでもなく被告人は一般人であり、その発話の特徴は一般の言語使用であることは多くの指摘がされているが(Coulthard, 1992, 1994)、一般の言語使用の傾向を掴むには大規模コーパスの用例と比較することが有用であることは、中村 (2006) が論じている。そこで、この hit と beat(en) という語の共起語をイギリス英語の一般部門の話し言葉コーパス (Bank of English 一般話し言葉編 1,000万語) で検索し比較してみると実に興味深い傾向が観察された。

例2 hit のコンコーダンス

- 1 Shoes have got to kind of jump out and **hit** me [F01] Mm [M01] and say you
- 2 s ever hit me 'cos he wouldn't dare. No man will **hit** me again. But he's
- 3 [ZF1] He b [ZF0] he belted MX the baby. He'd **hit** the baby so I sent him

- 4 didn't mean to hit me in the eye but he meant to **hit me**. But [ZF1] only
 5 in [M0X] Mhm [M01] [ZGY] over there [M0X] [ZGY] hit my head on the ceiling
 6 to really [tc text=pause] [ZF1] hit the [ZF0] hit the target that [ZF1]
 7 [ZF1] The [ZF0] the dictionary gets up and **hits** me every time I [ZGY]
 8 lucky 'cos er if you get h if it **hits the corner of the er roof** then it'll
 9 [tc text=laughs] [F0X] [ZGY] [F0X] Why's he hitting him [ZGY] [F0X] He's

(下線は筆者)

hit という語は、shoes, no man, baby, me, head, target, dictionary, roof, him など幅広い語と共起し、特定の準拠枠 (frame of reference) を示す傾向はない (中村 2006:188)。一方 beat を同様に検索すると以下のような用例が見つかった。

例3 beat(en)のコンコーダンス

- 1 they came round and **beat** the husband to within an inch of his life.
 2 have a torch [ZGY] [F0X] I'll just **beat my head against the wall**. [tc
 3 They threatened to black both my eyes and **beat me with the baseball bat**
 4 wrestle him to the ground **beat his head against the counter** and cuff
 5 dad he used to beat your mum did he used to **beat you** as well or not?
 6 and so on and went too far and got badly beaten up. [M01] Did he really. [F01]
 7 ten people about the death of a man **beaten** up during a family barbecue.
 8 Chris he **beat her severely** And when I say he **beat her severely** she lost

(下線は筆者)

beat(en)のコンコーダンスからは、within an inch of his life (殺す寸前まで) (1行目)、beat my head against the wall (壁に私の頭を打ち付ける) (2行目)、beat me with the baseball bat (野球のバットで私を殴る) (3行目)、beat his head against the counter (カウンターに彼の頭を打ち付ける) (4行目)などと共に出現している例が見つかった。つまり、beat(en) は「道具」を使って、ある「場所」などに「人」を打ち付けるという行為であり、badly (6行目)、severely (8行目)や death (7行目)といった程度や結果を表す語と共起している。

本模擬法廷において、「殴る」で表わされる「検察官ストーリー」と、hit で表わされる「被告人ストーリー」が同時平行的に展開されていると述べた。「検察官ストーリー」の中では検察官は一貫して「殴る」という語彙を用い続けている。一方、「被告人ストーリー」では被告人は通訳人が訳出した beaten を hit に修正して自分の世界観を表わそうと試みたと見ることができる。被告人役の外国人は英語のネイティブスピーカーではないが、このような両者の言外の意味の違いを知りつつ beaten を hit に言い換えて、言外に「私は相手を beat(en)したのではなく単に hit しただけなのだ」と匂わせたかったのだろうか。そして通訳人が、被告人から hit と訂正されているにもかかわらず「殴った」と訳したのは検察官の言語使用に影響を受けてのことなのだろうか。模擬裁判後に通訳人役に真意を確認したところ、その場で頭に浮かんだ訳語を

使っただけで特に使い分けたのではないというコメントであった。

Berk-Seligson (1990) は、英語・スペイン語間の法廷の観察から、スペイン語による被告の証言がいわゆる一般的な会話口調でごく一般的な語彙が使用されていた(これを *consultative style* と呼ぶ)にも関わらず、通訳者の中には英語に訳す際にはいわゆる法廷の特徴とされる格式ばった文語的なスタイルや難しい語彙を使い(このようなスタイルは *hyperformal style* と呼ばれ、裁判官、検察官などの言語使用に特徴的に見られる法廷規範に則った話し方と言われる。詳細は Gibbons (2003) の第3章を参照のこと。)レジスターを上方にシフトさせて訳す例が見られたと述べ、法廷通訳人は時として検察側、裁判所側に特徴的な言語使用に合わせた語彙選択をすることを示唆している。例えば、検察官が “And what is your occupation?” (それで、あなたの職業は何ですか) と尋ねたのに対し、証人は “*Trabajar en el campo.* (Working in the fields.)” (農場で働いています) と答え、通訳人がこれを “I am a labourer in the fields.” (私は農場の労働者です) と英訳している例を紹介している(p172)。つまり、フルセンテンスのよりフォーマルな言語形式で、より固い文語調の *labourer* という語を用いている点が原発言にない有標性を表していると言える。

4.1.2 類義語の置き換え可能性

会議通訳では、適訳がすぐに思いつかなかった場合、沈黙したり訳さないでおくといった対応よりは次善の訳を出すことが推奨される¹⁾。また語彙の豊富な通訳者ほど、同じ語を何度も使うことに抵抗感を覚え、類語で置き換えて表現にバリエーションを持たせようとすることがある。しかし、上記コーパスから得られる *hit* と *beat(en)* の共起語は大きく異なり、これらの語は安易に置き換えることができない語であることが示唆される。法廷での通訳では特にこの語の置き換え可能性について注意を払う必要があるようである。

類義語の置き換え可能性については、多くの先行研究が存在する。古くは、Loftus and Palmer (1974) が行った法廷心理実験が有名である。彼らは被験者に交通事故の映像を見せ、「衝突する」に相当する動詞を意図的に様々な類語で置き換えて質問していくことによって被験者の事故の認識が変化したことを確認している。詳細は中村(2006)を参照してほしい。Stubbs (1996) はこの実験を取り上げ、「語彙の選択は人の認識や記憶に影響を与える」(*lexical choices can influence perception and memory*) (p107) と述べ、言葉による誘導可能性を示唆している。

最近の20年間における語彙研究の中心的流れはコロケーション、レキシカルフレーズ、マルチワードストリング等、言語を個々の単語の集合体と見る言語の創造的な側面に着目した見方ではなく、言語を複数のセグメントの集合体と見る見方すなわち言語の慣習的側面に着目した見方が主流である。この流れは Firth (1957) をパイオニアとする言語観の流れを汲む一連の語彙研究者 Sinclair (1991), Carter (1998), Stubbs (1996, 2001) Kennedy (1998), Biber et al. (1998) によって進められ、中でもコーパスを利用したコロケーション研究はコンピュータ技術の進展によって著しい発展のさなかにあると言っても過言ではない。

コロケーション研究の中では、Louw (1993) の *semantic prosody* という概念も本稿に関連が

ある。すなわち、語の組み合わせには共起しやすい関係があり、そこからある意味合いが暗示される。最近の法廷での言語使用についてこの *semantic prosody* の面から分析した研究例としては、Cotterill (2001, 2004) をあげることができる。これは実際の事件のデータをもとに、代理人が意図的に語彙を選択して作り上げるストーリーがいかに関審員の印象を左右するかについて論じたものである。例えば、O.J. Simpson 事件において、検察官は「元妻が Simpson に *encounter* した」という表現を使っているが、この *encounter* という語は、非常にネガティブな意味合いのある語である *hazards, dangers, obstacles* などと共起する傾向がある語であるという。こうした語と語の組み合わせが作り出す雰囲気や *semantic prosody* あるいは *semantic harmony* (Roe, 2000) と呼ぶ。従って、コロケーションのそうした機能を知りながら意図的かつ戦略的にこれを利用すれば、ネガティブなイメージを聞き手に植えつけていくことが可能になる。例 4 ではある DV 事件の被害者への証人尋問の中で、被告人の代理人が戦略的にこの手法を駆使している。

例 4 push vs lash out in Cotterill (2004: 521)

- 1 Q. Miss Johnson, would you accept that even on some occasions when the police have
 2 been called and the defendants left, literally within hours he is back at your house,
 3 your joint house, flat or whatever it is, and you have kissed and made up?
 4 A. This time we never. No. This is when it was all over and the second time the
 5 police came was not because of arguing between me and Mr. Jackson. It's cause
 6 he lashed out at my mum.
 7 Q. You say 'lashed out.' I think your words are "he pushed her."
 8 A. Yeah, pushed her.
 9 Q. It is slightly different to lashed out, is it not?
 10 A. No, because you shouldn't go round pushing people about.
 11 Q. Do you not accept there is a difference between a push and a lash?
 12 A. Yes.

DV の被害者が 6 行目で被告人の暴力行為を「突き飛ばした」という意味の '*lashed out*' という表現を使って表したのに対して、7 行目で被告人の代理人が '*pushed*' に置き換え、被告人の行為が '*pushed out*' (押し出す、押しやる) に相当するものだったことを被害者にも認めさせようとしている。'*lash out*' はコビルド英英辞典によると '*If you lash out, you attempt to hit someone quickly and violently with a weapon or with your hand or feet.*' と説明されている。このコビルド英英辞典はコーパス言語学の理論に基づき頻度順に意味を載せていることで知られている辞書である。被告人の代理人は明らかな暴力行為を示す '*lash out*' から '*push*' という暴力を連想させない語に意図的に言い換えて被告人の行為のダウンプレイを狙っているとみることができる。

以上、法律の専門家が法律用語ではないごく一般的な語彙の含意を利用して意味の操作

を図ろうとする例を示した。これらは犯罪行為の認定要件にまで影響を及ぼしかねない。類語は不用意に置き換えてはならない注意を要する語であり、いかなる語もニュートラルではあり得えない。語の選択はイデオロギーを表明することにも等しい(Stubbs, 1996:107)のである。語彙の選択は、意味の操作につながりかねない重大な危険性を孕んでいる(中村 2006)といえる。

4.2 2名の通訳者が起点言語テキスト中の同じ語彙に対し異なる訳語を選択

さらにこの beat、hit をめぐるもう一つの興味深い事例として、一方の通訳人が beaten を使った場面で、もう一方の通訳人は hit を用いたという点があげられる(例5参照)。

例5 通訳人Aと通訳人Bの訳例比較1 「殴る」と hit、beat

通訳人 A

1 検 先ほども伺いましたけれども、睨みつけられたというだけでどうして殴ったんですか。

2 通 I asked, ah, I'm going to ask you once again. You said he stared at you. He stared at you.

3 Is that why you beat...had beaten...only the reason ... with only the reason he, he, he stared at you?

通訳人 B

4 検 じろじろ見られただけでどうして殴るんですか

5 通 Just by only being looked, ah, stared at, why did you hit him? What's the reason?

(強調は筆者)

通訳人 A の例と通訳人 B の例でそれぞれ検察官はその前の通訳の訳語を使いながら同じ趣旨の質問をしている(1行目、4行目)。A は「殴ったんですか」(1行目)の訳として beat(en) (3行目)を使っているが、実は、このシーン以外でも一貫して beat(en)と訳し続けている。それに対して、B は「どうして殴るんですか」の訳として hit を使っている(5行目)。B は尋問の冒頭から、訳の中でこの hit という、どの語彙とも自由に結びつくことが可能な比較的一般的な語を用いている。通訳人が変われば、使用される訳語も変わり、意図的かどうかは別としても、その通訳バージョンを通じて異なる印象を生み出す可能性があるという第二の問題が日・英双方向の法廷通訳例のトランスクリプトを通じて表面化することとなった。同じ SL テキストの語彙に対して、A、B が別の訳語を使ったもう一つの例を見てみる。

例6 通訳人Aと通訳人Bの訳例比較2 「要求する」と mug, make him pay up, threatened to, ask for money

通訳人A

1 検 では、どうしてその上でお金を要求したのですか。

2 通 Then, why did you try to mug him?

(中略)

3 検 その後に、暴力を振るったりはしなかったのですか。

- 4 通 So, after you eh after you try to ah **make him pay you up**,
 5 didn't you try to didn't you try to fight against him?
 6 被 No. I didn't use any violence.
 7 通 I didn't use...Fires?
 8 被 Violence.
 9 通 わかりました。何も暴力は振るいませんでした。

通訳人 B

- 10 検 では、どうしてその上でお金を**要求した**んですか。
 11 通 Then, ah, he, if he didn't resist, then, why, ah, did you **threaten** him to pay you,
 12 pay you some, give you some money?
 (中略)
 13 検 お金を**要求した**後に暴力を振るったりはしなかったのですか。
 14 通 After, ah, **threaten** him to give you money, ah, did you, ah, violently attack him?
 15 被 Hmm, no. After **asking for money**, I didn't use any violence.
 16 通 いいえ、し、お金を**要求した**後はそういう暴力的な行為をしませんでした。

(強調は筆者)

ここでは、検察官の「要求する」という語彙に対して、英語版では、**mug** (2行目)、**make him pay you up** (4行目)、**threatened** (11行目)、**asking for money** (15行目)と4種類の語彙が使用されているのがわかる。通訳人 A は **mug**、**make him pay up** を用いて訳し、通訳人 B は同じ箇所では **threatened** を使用し、被告人は **asking for money** を使っている。これらの語は実際にはどのような一般的な使用例があるだろうか。そこで、**mug**, **ask for money**, **threaten** の用例をコーパス(同上)で検索した。

例7 **mug** のコンコーダンス例

- 1 afford to that's my right. If he's **mug** enough to put all his money and get hooked
 2 in the park by erm somebody who tries to **mug** him slightly and he's trying to 3 Who am I going to
burgle who am I going to **mug** where am I going to steal from
 4 [M06] If it helps to save old ladies being **mugged** or children being er assaulted.
 5 the law into his own hands when his mother was **mugged**. He went out and attacked
 6 Dances With Wolves. [M22] [ZF1] You can't get **mugged** down Mem [ZF0] you can't
 7 21] Yeah exactly. There were no old ladies **mugged** in the East End when [ZF1]
 8interfere with you. It's not like now. I was **mugged** coming down the mews here
 9I mean is it dangerous t We hear that you get **mugged** if you look as if you have
 10 it's not [ZF0] it's not that bad. You get **mugged** anyway you know it's like any
 11 ever broke into anyone's home and he never **mugged** old ladies. [tc text=laughs]
 12 last time when MX was erm mugged [M01] **Mugged** [F02] and er mugged by two [M01]

13 MX was erm mugged [M01] Mugged [F02] and er **mugged** by two [M01] [tc text=coughs]
14 like that and quite a few people have been **mugged** and er attacked [F01] Mm. [tc
15 name [ZZ0] Road you know you could just get **mugged** walking up [ZZ1] road name
16 [F03] here. [ZGY] poor older people they get **mugged** for their pension and [ZF1]
17 [ZF0] on the drug-related crime you could get **mugged** as just as much in Mayfair
18 if innocent fun is er robbing old people and **mugging** people to er fund the habit
19 not spoken for a long time. Yes. Gary. [M22] **mugging** I don't really think you
20 own. They never started with any outsider. **Mugging** was a rare thing well in a
21 of crime that really worries people is sort of **mugging** street crime erm burglary
22 elderly people are vulnerable to obviously **mugging** by young people. Erm so no.
23 nuisance to other people that's the truth and **mugging** and s all sorts of things 24 do with it er when the
mugging started People were afraid to go out. I mean

(下線は筆者)

mug という語は money, burgle, steal, assaulted, law, attacked, dangerous, poor old people, pension, drug-related crime, robbing old people, crime, burglary, vandalism, nuisance, afraid to go out などのような語句と共に出現している。これらは明らかに犯罪色のある語彙であることが分かる。

次に、被告人が使用した ask for money のコーパス例を検索した。ask@+for+4money という検索コマンドは、ask の屈折形と for が共起しさらに、中心の語 ask (これを node と呼ぶ) から 4 語以内に money が共起している用例を検索せよ、という意味である。

例 8 ask@ + for + 4money

1 or lay tarmac drives. Often they will **ask for money** in advance and then simply
2 cancel the order and **ask for** the return of any **money** you have paid. Even if a
3 way. I do believe that we should only **ask for money** when we have something to
4 or Christmas Appeal we naturally **ask for money**, it is one way of guaranteeing
5 it's the same, except you're **asking for** the **money** for free. You've got to know
6 children's lives. Sometimes people **ask for money** for a particular child and we
7 themselves be photographed or do they **ask for money**?' [p] When professional
8 worried this might appear pushy. [p] **Asking for money** is always a delicate matter.
9 says the band were simply **asking for** too much **money** We passed on it because EMI
10 one out front to get restless or **ask for** their **money** back. [p] My special effects

この組み合わせの検索には話し言葉コーパスのみでは十分なヒット件数が得られなかったため、Co build Corpus Concordance Sampler で公開されている合計 5,600 万語のコーパスを利用した。サブコーポラのカテゴリとその収録語数は British books, ephemera, radio,

newspapers, magazines が 3,600 万語、American books, ephemera and radio が 1,000 万語、British transcribed speech が 1,000 万語である。ここでは 10 例のみ任意で抽出した。いずれの用例からも、ask for money は一般の語彙と共起していることがわかる。特に「無理やり取る、脅し取る」というような意味はなく、また日本語の「要求する」のような強い意味もなく、単に「お金をせがむ、ねだる」程度の意味であるようだ。

検察官は「要求」という日本語を用い、通訳人 B がそれを threaten と訳したのに対して被告人が ask for money と言い換えている点も注目に値する。状況は例 1 と似てはいるが、当初から被告人はこの表現を用いるようにシナリオで作りこまれていた。しかし、通訳人 B が直前のやり取りで threaten という予断を持った表現を用いているために予期せぬ対比が生まれてしまった例である。筆者らは当初、通訳人が「要求する」の訳語候補の一つである demand を選択する可能性があると予想していた。そこでこの demand についても検索を試みた。demand@+4money の検索例は例 9 の通りである。

例 9 demand@+4money

1 he has broken his contract. You can **demand** your **money** back (or if you wish
 2 the need for the workers to control their **demand** for **money**!" On our first programme
 3 all the time and the bigger clubs are going to **demand** more money from the
 4 fellow top players to continue to **demand** inflated sums of appearance **money**
 5 of Stokenchurch, Bucks, phoned the bank to **demand** the **money**. She said: `I learned
 6 from that, not the kids. [p] Macaulay doesn't **demand** that **money**. His parents
 7 In order to redress the imbalance between **demand** by people with **money** to spend
 8 is interest paid on the account? Buyers should **demand** that their **money** is placed
 9 might be an interest rate below which the **demand** for **money** would become enormous
 10 market. We've got zero there. We've got the **demand** for **money** here and let us

コーパスからは demand についても、共起語はごく普通の語彙であり、特に犯罪色のある語ではないことがわかる。最後に、通訳人 B が使用した threaten の用例(例 10)を見てみる。

例 10 threaten

1 attack human beings unless you know **threatened** with its life. Of six there's
 2 [ZGY] And it's [ZGY] okay if you feel **threatened** and frightened you just hang
 3 ran into trouble. The publisher was **threatened** with prosecution for blasphemy
 4 night on my own in a house when somebody's **threatened** to smash the windows and
 5 after half past seven last night. The man **threatened** a forty-one-year-old woman
 6 stop this friendship blah blah blah. I was **threatened** well I got a death threat
 7 went down with a shotgun [F01] Yeah [M01] **threatened** to blow them all up. [tc
 8 he was like driving me mad till half ten. I **threatened** to shoot him. I says If

9 battering [ZG0] so [ZF1] th [ZF0] the pimps **threatened** [ZF1] as [ZF0] as they
10 proper phone call [ZF1] the [ZF0] the really **threatening** one. [F02] Yeah Cos

threaten を node にして前後を見てみると、attack (1行目)、life (2行目)、frightened、prosecution、blasphemy (3行目)、smash the windows (4行目)、night (5行目)、death threat (6行目)、blow them all up (7行目)、driving me mad、shoot (8行目)、battering (9行目) など、犯罪の臭いがするような語や、何か凶悪なことが起きそうな気配がする語と一緒に出現している。さらに、threaten@+4money という組み合わせの検索結果は5,600万語のうち1例しかなかった。つまり一般的な言語使用の例ではないということの意味している。

以上見てきたように、「金を要求する」という日本語に対して、この模擬法廷で使用された4つの英語表現のコンコーダンスプロファイルには非常に大きな違いがあった。通訳者の訳語選択一つで印象も変わり、それに付随して罪状も変わり、ひいては量刑にも影響が及ぶ可能性が出てくるのが想定される。この点については、詳しく後述する。

4.3 通訳者の口を介してしか言語化されない証言

上述の beat と hit の訳出の比較から浮かび上がったさらに重要な第三の問題は、法廷において外国人の証言は通訳人の解釈と表現に専ら委ねられているだけでなく、彼らの発言は唯一通訳人を通してしか言語化されないという点である。仮に被告人が強い攻撃を想起させる beat ではなくゆるい行為を示唆する hit と言い換えて行為の軽度化を図ったとしても一貫して「殴る」と訳されてしまえば、被告人が日本語を解さない限り、自分の意図が訳には反映されていないことに気付くことは到底不可能である。同様に、「要求する」という表現が英語訳では threaten と表現されれば、被告人は納得しがたいのではないだろうか。

では、裁判員の心証形成プロセスにはどのような影響が及ぶだろうか。日本語での「殴る」を聞き続けた裁判員には、外国語での原発言を聞いた場合とは異なる心証が生まれる可能性がある。実際に、模擬裁判後の裁判員役の人たちへのアンケートからそれがうかがわれるようなコメントがあった。例えば、被告人が有罪か無罪かの問いには、「言葉尻のみを追うので『殴る』とか『首を絞める』などの印象が強く残ってしまう」として有罪を選び、また別の人は「事実関係が明確なので無罪ではないようだ」という理由で有罪を選んでいる。また、通訳が変わると被告人の印象が変わったかどうかの問いには、「言葉が分からない場合ほとんど通訳者の言葉〔を被告人の言葉〕として捕らえる」、「日本語しか分からないとすれば通訳に頼るしかない」、「知らない言語だったら通訳人しか信じる人はいない」などと答えている。これらアンケート結果から、模擬裁判員は、通訳人の言葉を被告人の証言と同一視し、それを心証形成や証言の信憑性判断の拠り所に行っていることがうかがわれる。彼らが通訳人のことばを被告人証言そのものと受け止めることは、通訳者の役割という観点から見れば自然でありかつ当然のこととも言える。

5. 言葉の法的意味と一般的意味についての考察

ここでは前述した表現のバリエーションを軸に、言葉の法的文脈での使用と一般的使用について、その含意の差異について考察する。

5.1 法律用語の特殊性と難解さ

法的文脈での言語使用は、その難解さが特徴である。法律用語や表現が特殊であり一般人には非常にわかりにくいということは、過去の多くの研究が指摘している(Gibbons, 2003; Tiersma, 1999)。Mellinkoff(1963)は、法律の英語を「冗漫、不明瞭、尊大、単調(“wordy, unclear, pompous and dull”）」と表現している。

日本の場合も、近代化の過程で、西欧法の諸概念を表現する日常語はほとんど存在しなかったため、たくさんの法律用語が西欧語からの『漢語訳』によって急造されたことから、非日常的な難解な用語がそのまま定着したという事情があった。そのため、法律の言語は一般的な言語使用との乖離が大きい。

高原、林、林(2002)は、ディスコースにおける言語のパワーに関して、社会的な意味付けをもった言葉によってパワーを行使する場合、それには2つのタイプがある。1つは言葉にパワーを持たせることによって行使される場合(「プラグマティックなパワー」)であり、もう1つは既に何らかのパワーを備えている言葉を使ってパワーを行使する場合(「象徴的なパワー」)であると論じている。法的コンテキストでは、日常的な事柄を表すのにさえ、日常とはかけ離れた言葉が使用されている。このような言葉の持つ「権威性」「難解さ」「特殊性」といったイメージにより、法律用語としての「象徴的なパワー」の行使が実践され、法律に関わる人間の社会的位置づけを行っているとも言えよう(水野 2006)。

また、法律言語が難解な理由として、Tiersma (1999) は、法律家は言語を「その職業の威信とその仲間であることを示す印 (“a marker of prestige and badge of membership in the profession”）」として使っていることを指摘し、Mellinkoff (1963) は、法律言語について、「職業の秘密を、人にはわからない言葉という金庫の中に鍵をかけて閉じ込めておくこと以上に、職業の独占を維持する最良の方法があるだろうか(“What better way of preserving a professional monopoly than by locking up your trade secrets in the safe of an unknown tongue ?”）」と酷評している。

法的コンテキストにおける言語使用の難解さに関する上記のような批判は、主にいわゆる「法律専門用語」に対して向けられたものであるが、専門用語とは言えないような一般的な言葉も、裁判という特殊な場で使用されると、一般的意味とは異なる含意が生じたり、法的な意図を表明したり法的効果を生んだりする。裁判員制度の導入とともに、法律専門家と一般人である裁判員の両方が、法廷で言語化される証拠を同時に聞き、判断を下すことになる。両者は異なる言語使用の世界に生きているため、法廷で使用される言葉に対する受け止め方が異なるであろうし、そこに通訳が介在すると、法廷でのコミュニケーションのあり方がますます複雑になるであろう。

Goddard (1996) は、「言語学者が裁判官に伝えるべき最も重要なメッセージは、難解な概

念を説明するために平易な言語を使用することは、言語学的に健全であり、そして、完璧に実用的であるということである。（“The most important message that linguists should convey to judges is that using simple language to explain difficult concepts is both linguistically sound and perfectly practicable.”）と述べている (Goddard, 1996)。言語学者の役割として示唆に富む言であるが、法廷での言語使用について詳しく分析し、法的言語と一般的言語との乖離の問題や通訳介在の際に生じる問題、それが裁判員裁判に及ぼす影響などについて実証的データに基づく研究を行うことも、言語学者の重要な役割である。ここでは、今回の模擬法廷で得られたデータについて、「法的意味と一般的意味の違い」という観点から考察してみる。

5.2 「殴る」にあたる言葉の法的意味合いの変化

ここでは、本模擬法廷の結果、問題となった表現である「殴る」について、その類語や英語訳の持つ意味合いを法的コンテキストに当てはめながら考察したい。

5.2.1 英語訳 hit と beat のイメージに関するアンケート結果

まず、日本語の動詞「殴る」の訳語として最も一般的な英単語が何であるかを知るために、一般的な日本人の英語学習者に対するアンケートを行った。ある程度英語に精通している日本人ということで、金城学院大学の通訳ゼミの学生 (TOEIC700 点以上・最高点 920 点) 23 名を対象にした。その結果、ほとんどの学生が hit と beat を挙げた。Strike や punch を挙げた学生もいたが、少数派であった。本模擬法廷でも hit と beat が使用されたが、この2語が「殴る」の訳語として日本人が選びやすい英単語であると言ってよいだろう。同じ学生に対し、それぞれの単語についてどのようなイメージを持っているかを記述してもらったが、以下のような結果になった。

hit・・・軽く(普通に)たたく、一発なぐる、手などが当たる

beat・・・強くなぐる、悪意で(故意に)たたく、思い切り打つ、連続でたたく、
打ち負かす

まとめると、hit に関しては、「軽く」「一度だけ」「偶然」打つというイメージだったのに対し、beat では、「強く」「繰り返し」「悪意を持って」打つ、というように、hit に比べ、強さや攻撃の意図などの度合いが強い言葉であるというイメージで受け止められていることがわかった。

5.2.2 「殴る」にあたる様々な表現の含意

「殴る」という言葉であるが、日本語の場合にも多くの表現が可能である。表現類語辞典(東京堂出版)は、「打つ」を基準にその類語を載せているが、それぞれの表現の持つ意味合いは様々である。ここでは、それら類語の中で、一般的に使用されていると考えられる「殴る」「殴打する」「たたく」「ぶつ」について、本模擬法廷で扱った行為に関連する部分だけを見てみる。

まず、「打つ」であるが、「少し離れた所から、はずみをつけて力を加え、相手に衝撃や効果を与える」とある。「少し離れたところから」という含意があるので、「ボールを打つ」などの表現に

使われる。「たたく」は、「反復的に打つ」という意味合いが強いし、また、近くのを「たたく」のであって、少し離れた所からは「打つ」ということになる。「殴る」については「人をゲンコツなどでたたくこと」、「怒ったり興奮したりなど、感情が高ぶったときのいくらか粗野で乱暴な動作について使う」とある。『殴打』は『殴る』の漢語的表現で、堅苦しい表現に使われる」ということである。法廷で使われる用語としては「殴打」が一般的であるのは、それを反映してであろう。「ぶつ」は「たたく」とほぼ同義だが、やや古風な語感を持つ語である。

本模擬法廷で扱った傷害や傷害致死にあたるような人を殴る行為は、法的文脈では「殴打する」と表現するのが一般的であり、「たたく」「ぶつ」などは一般的な用語で、法的文脈では使用されない。また、「たたく」などに比較すると、「殴る」のほうが、乱暴な行為を示唆し、犯罪を想起しやすい表現である。

英語の場合を考えると、「打つ」あるいは「たたく」「殴る」に相当する動詞として幅広い意味で使用されるのが hit である。前述の学生アンケートでも、ほとんどすべての学生がこの動詞を思い浮かべた。ほとんどの辞書が解説するように、strike も標準的な語で hit と同様の意味を持つが、hit よりも法的文脈で使用されやすい動詞である。Beat は「反復して殴る」という意味があり、punch は、「握りこぶして強く打つ」ことである。Battery は「不法接触」と訳され、英米法の概念であり、法律用語である。強弱は関係ない。

5.3 「要求する」にあたる英語と法的意味合いの変化

本模擬法廷で、「お金を要求する」という日本語に対し、2人の通訳人は様々な訳語を選択したことは前述した。これらの表現を法的意味の有無を軸に検討すると以下ようになる。

Ask for (money) は共起語の分析からも明らかなように一般的な用法であり、犯罪のニュアンスも法的意味もない。Demand という動詞は、法的文脈で使用される場合には、「債務の履行を請求する」の意味になるが、一般的には、単に「要求する」という行為で犯罪行為意味や犯罪的ニュアンスはない。Threaten は日本語の「脅迫する」にあたる。犯罪行為を意味しうる。『英米法辞典』(東京大学出版)によると、この名詞形である threat は「人の身体または財産に害悪を加える旨の告知」となっており、やはり「脅迫」の意味となる。Mug にいたっては、路上や公園で人を襲って金品を奪うことであり、完全に犯罪行為を表す言葉である。ただし、これは、法律用語ではない。

5.4 「強盗」の構成要件

本模擬法廷のシナリオの争点は、「強盗罪」が成立するかどうかであるが、「強盗罪」が構成されるためには以下の条件が満たされねばならない。

『法律基本用語集<刑法>』(早稲田経営出版)によれば、強盗(強取)の成立要件は、「暴行・脅迫により相手方の反抗を抑圧し、その意志に基づかずに財物を自己または第三者の占有に移す」ことである。ここで本模擬法廷とのからみで重要な部分は、「暴行・脅迫により相手方の反抗を抑圧し」の部分である。もちろん、実際の裁判では、犯行を取り巻く様々な状況を総合して罪の認定が行われるわけであるが、ここでは言葉の問題に絞って考えると、「殴打す

る」や「殴る」という表現が使われた場合と「たたく」あるいは「ぶつ」という表現が使われた場合とでは、与えるインパクトが異なる。

英米法では、Robbery (強盗) の成立要件として、以下のポイントが挙げられる。「窃盗 (larceny) の成立要件が充足されること」、それに加え、「財産が被害者から直接またはその面前で奪取されること」および「財産の奪取が暴行または脅迫によって行われること」(『英米法辞典』東京大学出版会) である。ここでも、「暴行または脅迫」という点が重要であり、日本語の場合と同様、ask for を使った場合と threaten を使った場合とでは、聞き手に対するインパクトが異なるであろう。これは、前述した「共起語」という観点からも明らかである。

5.5 通訳人による訳語選択の問題

裁判で正確な通訳を実現するためには、通訳人は法律用語の知識と、自分が扱う2言語間での等価性について精通しておくことはもちろんのこと、本稿で扱った「殴る」や「要求する」のような一般的用語についても、その訳語選択の際に、その言葉が持つ含意や影響について認識しておくことが不可欠である。裁判における通訳人の訳語のニュアンスのずれが、誤った意味合いを加えてしまい、全体の流れが変化したり、原発言に犯罪を示唆するような言葉が使われていないのに、通訳人の使用した訳語にそれが加わるなど、原発言にはないインパクトを裁判員に与えてしまうこともありうる。

司法通訳人はほとんどが一般人であり、法律専門家ではない。したがって、法律用語を含めた法廷で使用される重要用語について、単にその意味を把握することについてはそれほど難しくはないかもしれないが、その含意、そして法的意図および法的効果について精通することは非常に難しい。今後は、従来のような法制度や法律用語の知識習得や倫理の学習だけではなく、訳語選択という言語学的観点からも、通訳人に対してしかるべき訓練を施すことが重要になろう。

6. おわりに

以上、模擬法廷の言語データの中から微妙な言語使用の例を大規模コーパスの用例と比較し、問題点を論じてきた。さらに、法的意味と一般的意味との乖離という観点からも、それらの例を分析した。その結果、通訳者が不用意に訳語への置き換えを行うと意味の操作につながり、ひいてはそれが判決や量刑にも影響を及ぼすような法的結果を招く可能性があることがわかった。本稿では、従来法廷審理には影響を与えないと考えられてきた通訳人が、実は唯一両方の言語が理解できる法廷参加者であり、微妙な語彙選択によって心証形成に影響を及ぼす可能性のある存在であることを論じた。法廷関係者は、通訳人が法廷審理の方向性を決定付けかねない言語パワーを有する存在であることに留意すべきである。そして、通訳人は、自身が行う訳語選択がそのような影響を及ぼす可能性のあることを認識し、充分注意して通訳業務を行うべきである。

.....

【著者紹介】

中村幸子 (NAKAMURA Sachiko) 愛知学院大学文学部准教授。会議通訳者。MSc in Teaching English for Specific Purposes (Aston University, U.K.)。研究分野は通訳論、通訳教育、社会言語学、コーパス言語学等。主な論文は、“Comparison of Features of Texts Translated by Professional and Learner Translators” 2008 (『翻訳研究への招待』第2号日本通訳学会翻訳研究分科会)など。また著書として『Common Situations for Training Modern Interpreters』(浅野輝子・中村幸子共著) 2008年南雲堂フェニックス。連絡先: nakamus@dpc.agu.ac.jp

水野真木子 (MIZUNO Makiko) 金城学院大学文学部英語英米文化学科教授。専門分野はコミュニティー通訳論、司法通訳論。著書に『司法通訳』松柏社、『コミュニティー通訳入門』大阪教育図書など。連絡先:m-mizuno@kinjo-u.ac.jp

【註】

- 1) 例えば、小松 (2005) は、日英語間の通訳に関して、ぴったり当てはまる表現を探すことは極めて困難であるとし、「文化と言葉が違えば表現は違ふと割り切って、比較的意味的に近い語句を早く見つけて使うのがコツ」と述べ、「最寄の駅」ならぬ「最寄の訳」、ないしは、「当たらずとも遠からず」の訳を出すことを是とする考え方を示している。(p.76)

【参考文献】

- 小松達也 (2005) 『通訳の技術』 研究社
- 高原脩・林宅男・林礼子 (2002) 『プラグマティックスの展開』 勁草書房
- 田中英夫 (1996) 『英米法辞典』 東京大学出版会
- 中村幸子 (2006) 「法廷ディスコース分析—コーパス言語学からのアプローチ」『通訳研究』第6号. 日本通訳学会 pp. 183-192.
- 水野真木子 (2006a) 「ニック・ベーカー事件の英語通訳をめぐる諸問題」『季刊刑事弁護』46号 pp. 108-111.
- (2006b) 判決文の通訳における等価性保持の可能性と限界」『スピーチ・コミュニケーション教育』Vol. 19 日本コミュニケーション学会
- 吉田理加 (2007) 「法廷相互行為を通訳する～法廷通訳人の役割再考～」『通訳研究』第7号 日本通訳学会 pp.19-38.
- 渡辺修・長尾ひろみ・水野真木子(2004) 『司法通訳』 松柏社
- 『法律基本用語集<刑法>』(1995) 早稲田経営出版
- Berk-Seligson, S. (1990). *Bilingual Courtroom*, Chicago: University of Chicago Press
- (1999). The impact of court interpreting on the coerciveness of leading questions. *Forensic*

- Linguistics*, Vol.6 No. 1: pp. 30-56.
- Bibier, D., S. Conrad and R. Rippen (1998). *Corpus Linguistics: Investigating Language Structure and Use*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Carter, R. (1998). *Vocabulary: Applied Linguistic Perspective Second Edition*, London: Routledge
- Cotterill, J. (2003). *Language and Power in Court: A Linguistic Analysis of the OJ Simpson Trial*, Basingstoke: Palgrave.
- (2004). Collocation, Connotation, and Courtroom semantics: Lawyers' Control of Witness Testimony through Lexical Negotiation *Applied Linguistics*, 25/4: Oxford: Oxford University Press. pp. 513-537.
- Coulthard, M. (1992). Forensic Discourse Analysis. In Coulthard, M. (Ed.), *Advances in Spoken Discourse Analysis*, London: Routledge. pp. 242-254.
- (1994). On the Use of Corpora in the Analysis of Forensic Texts. *Forensic Linguistics*, Vol. 1, pp. 27-44.
- (1995). The official version in Coulthard, C. and Coulthard, M. (Eds.), *Texts and Practices: Readings in Critical Discourse Analysis*, Routledge, pp. 166-178.
- Firth, J.R. (1957). A synopsis of linguistic theory, 1930-1955. *Studies in Linguistic Analysis*, Special Volume, Philological Society, pp. 1-32.
- Gibbons, J (2003). *Forensic Linguistics An Introduction to Language in the Justice system*. Oxford: Blackwell.
- Goddard, C (1996). Can linguists help judges know what they mean ? Linguistic semantics in the court-room. *Forensic Linguistics* 3 (2), pp. 250-272.
- Hale, S (1997). The Treatment of Register Variation in Court Interpreting: *The Translator*, Vol. 3, No. 1.
- (1999). Interpreters' treatment of discourse markers in courtroom questions. *Forensic Linguistics*, Vol.6 No.1: 57-82.
- (2004). *Discourse of Court Interpreting: Discourse Practices of the Law. The Witness and the Interpreter*. Amsterdam: John Benjamins.
- Kennedy, G. (1998). *An Introduction to Corpus Linguistics*, London: Longman.
- Lofus, E.F. and Palmer, J.C. (1974). Reconstruction of automobile destruction: an example of the interaction between language and memory. *Journal of Verbal Learning and Verbal Behavior*, 13, pp. 585-9.
- Louw, B. (1993). Irony in the text or insincerity in the writer? The diagnostic potential of semantic prosodies. In M. Baker et al. (Eds.), *Text and Technology*. Amsterdam: John Benjamins. pp. 157-76.
- Mellinkoff, D. (1963). *The Language of the Law*. Boston, Toronto: Little, Brown & Co.
- Nakamura, S., Mizuno, M., Asano, T., and Yoshida, R. (2008). *Impacts of an Interpreter on a Witness Testimony --- A Mock Trial and a Pilot Research*. A paper presented at Shanghai FIT

Congress in 2008, on CD-ROM.

Roe, P. (2000). *Lexical Studies Module*. Birmingham: Aston University.

Sinclair, J. (1990). *Corpus Concordance and Collocation*. Oxford: Oxford University Press.

Stubbs, M. (1996). *Text and Corpus Analysis*. Oxford: Blackwell.

— (2001). *Words and Phrases: Corpus Studies of Lexical Semantics*. London: Blackwell

Tiersma, P. (1999). *Legal Language*. Chicago: University of Chicago Press

Woolfs, D. and Coulthard, M. (1998). Tools for the Trade. *Forensic Linguistics*, Vol. 5. pp. 33-57.

【添付】

第2回模擬法廷シナリオ

「間」(Pause): 3～4秒程度のやや長い間

「・・・」(...): 1～2秒程度の短い間

被告人のプロフィール: 20代の男性、ドイツ語を母語とする外国人。

日本語はほんの少しわかる程度。性格は短気。

反対尋問

裁判長 「では検察官どうぞ。」

検察官が起立する。

検察官 「あなたが被害者と出会ったという場所と被害者を殴ったという場所との間は60メートルくらい離れているようですね？」

被告人 Yes.

検察官 「何のために60メートルも追いかけたのですか？」

被告人 He stared at me, so I tried to catch him and make him apologize.

検察官 「じろじろ見られただけで60メートルも追いかけたんですか？」

被告人 I chased him because he kept running.

検察官 「あなたは、被害者の顔を何回か殴ったわけですね？」

被告人 Yes.

検察官 「何が目的でこんなことをやったんですか？」

被告人 My purpose... Well, I was angry, because he stared at me and fled, without even apologizing.

検察官の口調が少しきつくなる

検察官 「じろじろ見られただけで、どうして殴るんですか？」

反対に被告人は言葉を選ぶように慎重に。

被告人 ...He stared at me and ran, even though I tried to talk to him. It took me quite a while to catch up with him. So, I just exploded. Being in a bad mood after drinking alcohol might also be a reason...

検察官 「被害者はどういう風にあなたを見たのですか？」

被告人 He just stared at me. You could say, he glared at me maliciously.

検察官は緊張感のある表現で。

検察官 「目は合ったのですか？」

被告人 Yes, they did. Our eyes met, and stayed like that constantly.

検察官 「ずっとというのは何秒くらいです？」

被告人 I'm not sure... A few seconds, but normally people don't look each other in the eyes that long.

検察官 「(厳しい口調で)見られただけですか？ほかに何かあなたを馬鹿にするようなことを言われたとかは？」

被告人 There was no such thing.

検察官 「あなたは、謝らせるのが目的だったんですか？」

被告人 ...Make him apologize... Eventually, I had the feeling that he'd made an idiot out of me, and wanted some payback.

検察官 「あなたが殴ったとき、被害者は抵抗しなかったんですよね？」

被告人 No. (Yes)

質問を印象付けるような口調(皮肉っぽい口調)になる検察官。

検察官 「では、どうして、その上でお金を要求したんですか？」

被告人 As he didn't try to apologize at all, I did it out of spite.

検察官 「お金を要求した後に暴力を振るったりはしなかったのですか？」

被告人 No. After asking for money, I didn't use any violence at all.

検察官 「(間) なぜ、暴力をふるうのをやめたのですか？」

被告人 (Pause) It's not why... I just thought that he'd had enough.

検察官は被告人が殴るのをやめた本当の理由はバッグから金を強奪しようと思ったからではないか、と見ている。そのためにバッグに話題を戻す。

検察官 「ところで、そのとき被害者の方は何か持っていましたか？」

被告人 Yes, a small bag.

検察官 「被害者がそのバッグを持っていることに気付いたのはどの段階です？」

被告人 ...When I hit him for the second time, I thought that something fell.

There was a clank, so I looked down and there was a bag.

検察官はたたみかけるような質問で印象付ける。

検察官 「落ちたバッグはどうなりましたか？」

被告人 It lay on the ground.

検察官 「すぐに被害者が拾ったんですか？」

被告人 He didn't pick it up right away. He picked it up after a while.

検察官 (厳しい口調で問い詰めるように)「被害者が拾うのをあなたは見ていただけ？」

本当は取ろうとしたんじゃないですか？」

弁護人 「異議あり！ 検察官は憶測でものを言っています。」

裁判長 「異議を認めます。検察官は別の聞き方をしてください。」

検察官 「あなたは、ハンドバッグを取ろうとはしなかったんですか？」

被告人 No, I wasn't interested.

検察官 「じゃあ、その後、なぜお金を要求したのですか？」

被告人 He stared at me all the time, so I got angry, grabbed him by the arm, and asked for money.

検察官 「バッグにお金があると思ったので無理やりでも取ってやろうとしたんじゃないんですか？」

弁護人 「異議あり！ 検察官は誘導尋問をしています！」

裁判長 「異議を認めます。検察官は違う聞き方をしてください。」

検察官 「ところで、被害者はあなたが両手で首を締めながら『マネー、マネー』と言ったように証言していますが、そうなんですか？」

被告人 I didn't strangle him... I only grabbed his cutter shirt at the left shoulder, near the throat.

検察官 「どちらの手でつかんでいましたか？」

被告人 The right hand.

検察官 (非難するような詰問口調で)「では、被害者はなぜ首を絞められたと言っているのでしょうか？」

被告人 Maybe because I grabbed him near the throat and he felt uncomfortable.

検察官 「あなたが、『マネー、マネー』と言ったのに対して、被害者の方は、抵抗しなかったんですか？」

被告人 No. (Yes)

検察官 (皮肉っぽく)「では、被害者の方は自らすすんでお金を出したのですか？」

被告人 Yes, he gave it to me out of his pocket.

検察官 「あなたが脅したからしぶしぶ出したんじゃないんですか？」

被告人 No.

検察官 (信じられないというような口ぶりで)「お金を受け取った後、被害者が他にもお金を持っていないか探すようなことはしなかったということですか？」

被告人 Yes.

検察官 「被害者はハンドバッグを持っていて、あなたはそれに気づいていましたよね？」

被告人 Yes.

検察官 「それで、あなたはハンドバッグを取ろうと思ったんじゃないんですか？」

被告人 No, I had cooled down.

(検察官は納得できない様子。)

(以下略)

尋問はまだ続くがシナリオはここまで。

本研究は科研費(C) 21520454 の助成を受けたものである。